



## スピリベル多摩川 会員規約

スピリベル多摩川 会員規約（以下「本規約」という）は、スピリベル多摩川（以下「本クラブ」という）と、本クラブに所属する選手、及び保護者（以下「会員」という）の間で起こる全ての事象について適用されるものとし、ここに定める。

### 第1条（活動の目的）

本クラブとその会員は、サッカーなどのスポーツを通じて、次の各項の内容を目的として活動を行うものとする。

- （1） 所属選手の身体の高健康維持や発育発達、並びに人間として大切な感情や価値観を育むこと。
- （2） 競技スポーツとしての楽しさと、技術力の向上を追求すること。
- （3） こどもたちが安心して豊かな心を育むことのできる地域社会の創造に貢献すること。
- （4） 地域の人々との交流を大切に、活動エリアにおける本クラブとそこに関わる全ての人々の社会的価値、及びサッカーというスポーツの文化的価値の向上に努めること。

### 第2条（会員の定義）

本クラブ所定の入会申込書を、本クラブスタッフへ持参、又はメール添付などで本クラブへ提出した時点を以て、書面に記載されている選手、及び保護者は本規約に同意したものとみなし、本クラブの会員になるものとする。

### 第3条（入会の条件）

選手が満4歳以上で、尚且つ本クラブスタッフがスポーツを行うにあたり十分な健康状態であると認めた場合に、選手は保護者の同意があれば誰でも入会することができる。

### 第4条（会員資格の期間）

本クラブの会員となった時点から、本規約第7条に定める退会届の提出までを会員期間とする。ただし、小学校卒業年度の3月末日を迎えた場合は、退会届の提出の有無を問わず、自動退会とする。

### 第5条（会費）

本クラブの各種会費（入会金、年会費並びに月会費）は、本クラブが導入している会費決済システムを利用して、次の各項で定められた通りに納めるものとする。

- （1） 本クラブの入会金は、入会後の初回月会費と併せて納めるものとする。
- （2） 本クラブのチーム生の年会費は、毎年2月末日までに翌年度分を納めるものとする。
- （3） 本クラブのアカデミー生の年会費は、毎年3月末日までに翌年度分を納めるものとする。
- （4） 本クラブの月会費は、毎月月末までに当月分を納めるものとする。

## 第6条（休会）

選手が怪我、病気及び本クラブが認めるその他の事由によって、30日以上に渡り本クラブの活動への参加が困難な状態になった場合、当該期間を休会とする。また、休会期間中の月会費は〔（月）1,000円〕とする。

## 第7条（退会）

会員はその自由意思によって、本クラブ所定の退会届を本クラブスタッフへ持参、又はメール添付などで本クラブスタッフへ提出することにより、その書面に記載された期日を以て本クラブを退会することができる。また、本規約第4条に定めた条件を満たした場合には、その会員は自動退会となる。

## 第8条（会員資格の年度更新）

本クラブは、会員から毎年3月末日までに本規約第7条に定める退会届の提出がない限り、翌年度も会員資格を継続する意思があるものとみなして自動更新を行う。また、本クラブの運営に必要な選手登録や新年度更新手続きの都合上、3月10日までに上記書面での申請がない場合には、本クラブが認める特別な事由がある場合を除き、本クラブは翌年度の年会費を請求し、会員はこれを納める必要があるものとする。

## 第9条（払い戻し）

本クラブは、会員が一度納めた本規約第5条に定める各種会費について、原則として理由の如何を問わず返金はしないものとする。

## 第10条（免責事項）

本クラブ並びにその関係者は、会員間及び会員と第三者間で起こったいかなる問題に対しても、一切の責任を負わないものとする。また、本クラブの活動によって会員が損害を受けた場合にも、本クラブ並びにその関係者は損害賠償などの責任は一切負わないものとし、会員は本クラブに対し、本クラブに重大な過失が認められる場合を除き、その責を一切問わないものとする。

- （1） 会員の、練習並びに試合などの活動に伴う会場への移動中、及び練習中や試合中における怪我や事故などについては、本クラブやその関係者は一切の責任を負わないものとする。
- （2） 本クラブ並びにその関係者は、活動中の選手に対しては監視及び指導を行うが、会員は本クラブの活動に参加するに際し、事前に各自で体調の管理に努めるものとする。また、選手の健康状態についてはその保護者が責任をもって管理し、その管理状況に過失が認められる場合の選手の怪我や事故などに対しては、活動中であっても本クラブは一切の責任を負わないものとする。

## 第11条（会員資格の取り消し）

本クラブは、会員に次の各項の事由が生じた場合、その会員資格を即座に取り消し、退会させることができる。

- （1） 会員が本規約に違反した場合。
- （2） 会員が、本クラブの円滑な運営の妨げとなる行為を行った場合。
- （3） 会員が、本クラブ及び他の会員の名誉や信用を著しく傷つける行為を行った場合。
- （4） 会員が、本規約第5条に定める会費を3カ月以上に渡り納入しない、もしくはできない場合。
- （5） 会員が、反社会的勢力及びその関係団体などに所属していると認められた場合。
- （6） 会員が、反社会的勢力及びその関係団体などに関わる者を紹介によって入会させた場合。
- （7） 会員が、相応な事由によって処分が必要と判断される行為を行った場合。
- （8） 会員が死亡した場合。

## 第12条（守秘義務）

会員は、本クラブの許可を得ずに、会員として知り得た本クラブ並びにその関係者及び他の会員の情報などを公開もしくは使用することはできない。また、本クラブの活動の様子やその映像をウェブ上やSNSなどに無断で公開することや、クラブ名並びにクラブエンブレムなどを無断で使用することもできないものとする。

## 第13条（肖像権）

本クラブには、本規約第1条に定める目的を達成するために、会員の個人情報や映像などを次の各項の様な場合に使用する権利があり、会員は本クラブに入会した時点でそれらを認め、同意したものとする。また、それらの情報はこの目的以外では一切の使用をしないものとする。

- （1） 本クラブの広報活動の一環として、活動の様子やそれに関わる映像をホームページやSNSなどのコンテンツに掲載する場合。
- （2） 活動場所の確保や活動環境の改善及び向上のために、各種施設の予約及び取得に必要な申請をする場合。
- （3） 政府機関ないしこれに準ずる者からの要請又は法令に基づき開示を求められた場合。

## 第14条（準拠法）

本規約は、日本国の法律によって解釈されるものとする。

## 第15条（規約の改定）

本規約は、改定日から起算して40日よりも以前に会員への事前告知を行った場合には、本クラブの意思でいつでも変更することができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとする。

## 附則

本規約は2024年 1月 17日より施行する。